

◆ 麻布大学大学院学則(学納金関係抜粋)

(検定料、学納金)

第19条 本大学院入学検定料及び本大学院学納金は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の2に定める長期履修学生の学納金は別表第2のとおりとする。

● 別表第1—1

平成29(2017)年度以降入学に係る検定料及び学納金

(単位 円)

区分	動物応用科学専攻 博士前期課程		獣医学専攻博士課程 動物応用科学専攻 博士後期課程		環境保健科学専攻 博士前期課程		環境保健科学専攻 博士後期課程		
	1年次	2年次 以降	1年次	2年次 以降	1年次	2年次 以降	1年次	2年次 以降	
検定料	30,000	—	30,000	—	30,000	—	30,000	—	
学納金	入学金	250,000	—	250,000	—	250,000	—	250,000	—
	授業料	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000
	施設設備費	150,000	—	150,000	—	150,000	—	150,000	—
	計	1,230,000	830,000	1,230,000	830,000	1,230,000	830,000	1,230,000	830,000

注)

1 施設設備費は本学を卒業した者に限り免除とする。

2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、本学の博士前期課程修了者が博士後期課程に入学した場合の入学金は免除とする。

● 別表第1—2

平成28(2016)年度以前入学に係る検定料及び学納金

(単位 円)

区分	動物応用科学専攻 博士前期課程		獣医学専攻博士課程 動物応用科学専攻 博士後期課程		環境保健科学専攻 博士前期課程		環境保健科学専攻 博士後期課程		
	1年次	2年次 以降	1年次	2年次 以降	1年次	2年次 以降	1年次	2年次 以降	
検定料	30,000	—	30,000	—	30,000	—	30,000	—	
学納金	入学金	250,000	—	250,000	—	250,000	—	250,000	—
	授業料	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000
	施設設備費	150,000	—	150,000	—	150,000	—	150,000	—

	計	1,230,000	830,000	1,230,000	830,000	1,230,000	830,000	1,230,000	830,000
--	---	-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------

注)

- 1 施設設備費は本学を卒業した者に限り免除とする。
- 2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、本学の博士前期課程修了者が博士後期課程に入学した場合の入学金は免除とする。

● 別表第2—1  
平成29(2017)年度以降入学に係る検定料及び学納金

(単位 円)

	長期履修 期間	項目	区分	獣医学専攻博士課程	
			年度	1年次	2年次以降
		検定料		30,000	—
学納金	5	入学金		250,000	—
		授業料		660,000	665,000
		施設設備費		150,000	—
		計		1,060,000	665,000
	6	入学金		250,000	—
		授業料		570,000	550,000
		施設設備費		150,000	—
		計		970,000	550,000
	7	入学金		250,000	—
		授業料		440,000	480,000
		施設設備費		150,000	—
		計		840,000	480,000
	8	入学金		250,000	—
		授業料		415,000	415,000
		施設設備費		150,000	—
		計		815,000	415,000

(単位 円)

	長期履修 期間	項目	区分	動物応用科学専攻博士後期課程・環境保健科学専攻博士後期課程	
			年度	1年次	2年次以降
		検定料		30,000	—
学納金	4	入学金		250,000	—
		授業料		630,000	620,000
		施設設備費		150,000	—
		計		1,030,000	620,000
	5	入学金		250,000	—
		授業料		510,000	495,000
		施設設備費		150,000	—
		計		910,000	495,000
	6	入学金		250,000	—
		授業料		415,000	415,000
		施設設備費		150,000	—
		計		815,000	415,000

注)

- 1 施設設備費は本学を卒業した者に限り免除とする。
- 2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、本学の博士前期課程修了者が博士後期課程に入学した場合の入学金は免除とする。

● 別表第2—2

平成28(2016)年度入学に係る検定料及び学納金

(単位 円)

	長期履修 期間	区分		獣医学専攻博士課程	
		項目	年度	1年次	2年次以降
		検定料		30,000	—
学納金	5	入学金		250,000	—
		授業料		640,000	662,500
		施設設備費		150,000	—
		計		1,040,000	662,500
	6	入学金		250,000	—
		授業料		550,000	548,000
		施設設備費		150,000	—
		計		950,000	548,000
	7	入学金		250,000	—
		授業料		500,000	465,000
		施設設備費		150,000	—
		計		900,000	465,000
	8	入学金		250,000	—
		授業料		400,000	413,000(※)
		施設設備費		150,000	—
		計		800,000	413,000

(単位 円)

	長期履修 期間	区分		動物応用科学専攻博士後期課程・環境保健科学専攻博士後期課程	
		項目	年度	1年次	2年次以降
		検定料		30,000	—
学納金	4	入学金		250,000	—
		授業料		600,000	620,000
		施設設備費		150,000	—
		計		1,000,000	620,000
	5	入学金		250,000	—
		授業料		480,000	495,000
		施設設備費		150,000	—
		計		880,000	495,000
	6	入学金		250,000	—
		授業料		400,000	412,000
		施設設備費		150,000	—

		計	800,000	412,000
--	--	---	---------	---------

注)

- 1 施設設備費は本学を卒業した者に限り免除とする。
- 2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、本学の博士前期課程修了者が博士後期課程に入学した場合の入学金は免除とする。
- 3 獣医学専攻博士課程の長期履修期間が8年の場合(※)、次年度以降の学納金のうち、平成29年度の授業料に限って412,000円とする。

● 別表第2—3  
平成27(2015)年度入学に係る学納金

(単位 円)

	長期履修期間	区分	
		項目	獣医学専攻博士課程 平成29年度以降
学納金	5	入学金	—
		授業料	660,000
		計	660,000
	6	入学金	—
		授業料	545,000
		計	545,000
	7	入学金	—
		授業料	462,000
		計	462,000
	8	入学金	—
		授業料	410,000
		計	410,000

注)

- 1 施設設備費は本学を卒業した者に限り免除とする。
- 2 本学の博士前期課程修了者が博士後期課程に入学した場合の入学金は免除とする。

第19条の3 この学則に定めるもののほか、本大学院入学検定料及び本大学院学納金の取扱いについては、本学学則を準用する。

参考：本学学則[抜粋]

(休学の場合の学納金等)

第60条 学期を通じて休学を許可され、又は命ぜられた者の学納金は免除し、当該学期分に相当する授業料の3分の1を在籍料として納入するものとする。

2 学期の途中で休学又は、復学したときは、その学期の学納金を納入しなければならない。

※在籍料は、休学中においても利用可能な大学のサービス(学内施設等)の維持管理費等に充当する。